

広報

こうしょく

No.223 昭和47年1月1日 発行・幸田町 編集・企画室 印刷・あいち印刷

人口動態 (昭和46年12月1日現在)	
総人口	20,968人
内 男	9,857人
内 女	11,111人
世帯数	4,401戸
11月出生	31人
死亡	8人
11月中の移動	転入 128人 転出 87人
	男 14人 女 17人 男 2人 女 2人 男 44人 女 44人 男 84人 女 84人 男 38人 女 49人



大草保育園にて

あけまして
おめでとうございます

好みコース	
◇行	事 ◇
一月六日	婦人会柔道コース
十一日	〃コーラスコース
十三日	〃民踊コース
十八日	〃手芸コース
〃	〃民踊コース
〃	〃生け花コース
二十四日	〃茶道コース
二十五日	〃民踊コース
二十九日	〃手芸コース

議会便り

第四回定例会
に応えて議会の意志表明
「環境保全に関する決議」

番号案	議案名	概要	結果	果付記
八〇	内予田昭和第一算町和一四条（第般十六年計年）号補度の正幸	い例幸田の一町一部改正町税正計画についての田部改正市正計画についての正幸	て町税の減免についての田部改正市正計画についての正幸	字区域の変更についての田部改正市正計画についての正幸
歳歳出	歳歳出	都区区都市改正市正計画に計農地よ被置する税の対市改正税の対市改正税の正例る化税	の対市改正市正計画に計農地よ被置する税の対市改正税の対市改正税の正例る化税	額の農地の被置する税の対市改正税の正例る化税
給与	給与	一元改正税の対市改正税の正例る化税	の対市改正市正計画に計農地よ被置する税の対市改正税の対市改正税の正例る化税	県営岡崎南の被置する税の対市改正税の正例る化税
右同	右同	右同	右同	右同
施区路行画地幸の整下田附理道駅帶はと東西連				

さる十二月八日招集の幸田町議会第四回定例会は会期を十七日までの十日間と定め、十四議案と昭和四十五年度決算認定四件を慎重審議の結果原案通り可決し、陳情書一件を採択しました。

総務常任委員会審査結果報告書

なお、陳情書
「カーホテル建
設反対」の陳情
で十日は委員会
の日程を変更ま
でして、全議員

モーテル規制条
例設置の市町を

視察した後、慎重審議した結果「決議」として議会の意志を表明することと決定しま

した。
まさしく町民の声に応えた活動でした。

各委員長報告は次のとおり。

産業土木常任委員会審査結果報告書

地九三歳入歳出款項一部方債補正び第二条
（除九款項一部方債補正び第二条）

二款総務費
（除三款総務費
（除五款項））
地防火水の追加工事費
（除一千円）
給与地下道設計委連よ

右同

付記

番号案	議案名	概要	結果	果付記
七七	用町道の路線一部公にについての財産の処分に	町有財産の一部公にについての財産の処分に	右同	右同
七六	用町道の路線一部公にについての財産の処分に	町有財産の一部公にについての財産の処分に	右同	右同
七五	用町道の路線一部公にについての財産の処分に	町有財産の一部公にについての財産の処分に	右同	右同
八〇	内予田昭和第一算町和一四条（第般十六年計年）号補度の正幸	内予田昭和第一算町和一四条（第般十六年計年）号補度の正幸	右同	右同
道路、	予算の農災害復旧内費	予算の農災害復旧内費	右同	右同
十一款	八款与土木費	八款与土木費	右同	右同
十六款	七款振興費	七款振興費	右同	右同
二十款	六款農水産業費	六款農水産業費	右同	右同
二十一款	五款農工商整備費	五款農工商整備費	右同	右同
二十二款	三千円	三千円	右同	右同
二十三款	三千円	三千円	右同	右同
二十四款	三千円	三千円	右同	右同
二十五款	三千円	三千円	右同	右同
二十六款	三千円	三千円	右同	右同
二十七款	三千円	三千円	右同	右同
二十八款	三千円	三千円	右同	右同
二十九款	三千円	三千円	右同	右同
三十款	三千円	三千円	右同	右同
三十一款	三千円	三千円	右同	右同
三十二款	三千円	三千円	右同	右同
三十三款	三千円	三千円	右同	右同
三十四款	三千円	三千円	右同	右同
三十五款	三千円	三千円	右同	右同
三十六款	三千円	三千円	右同	右同
三十七款	三千円	三千円	右同	右同
三十八款	三千円	三千円	右同	右同
三十九款	三千円	三千円	右同	右同
四十款	三千円	三千円	右同	右同
四十一款	三千円	三千円	右同	右同
四十二款	三千円	三千円	右同	右同
四十三款	三千円	三千円	右同	右同
四十四款	三千円	三千円	右同	右同
四十五款	三千円	三千円	右同	右同
四十六款	三千円	三千円	右同	右同
四十七款	三千円	三千円	右同	右同
四十八款	三千円	三千円	右同	右同
四十九款	三千円	三千円	右同	右同
五十款	三千円	三千円	右同	右同
五十一款	三千円	三千円	右同	右同
五十二款	三千円	三千円	右同	右同
五十三款	三千円	三千円	右同	右同
五十四款	三千円	三千円	右同	右同
五十五款	三千円	三千円	右同	右同
五十六款	三千円	三千円	右同	右同
五十七款	三千円	三千円	右同	右同
五十八款	三千円	三千円	右同	右同
五十九款	三千円	三千円	右同	右同
六十款	三千円	三千円	右同	右同
六十一款	三千円	三千円	右同	右同
六十二款	三千円	三千円	右同	右同
六十三款	三千円	三千円	右同	右同
六十四款	三千円	三千円	右同	右同
六十五款	三千円	三千円	右同	右同
六十六款	三千円	三千円	右同	右同
六十七款	三千円	三千円	右同	右同
六十八款	三千円	三千円	右同	右同
六十九款	三千円	三千円	右同	右同
七十款	三千円	三千円	右同	右同
七十一款	三千円	三千円	右同	右同
七十二款	三千円	三千円	右同	右同
七十三款	三千円	三千円	右同	右同
七十四款	三千円	三千円	右同	右同
七十五款	三千円	三千円	右同	右同
七十六款	三千円	三千円	右同	右同
七十七款	三千円	三千円	右同	右同
七十八款	三千円	三千円	右同	右同
七十九款	三千円	三千円	右同	右同
八十款	三千円	三千円	右同	右同
八十一款	三千円	三千円	右同	右同
八十二款	三千円	三千円	右同	右同
八十三款	三千円	三千円	右同	右同
八十四款	三千円	三千円	右同	右同
八十五款	三千円	三千円	右同	右同
八十六款	三千円	三千円	右同	右同
八十七款	三千円	三千円	右同	右同
八十八款	三千円	三千円	右同	右同
八十九款	三千円	三千円	右同	右同
九十款	三千円	三千円	右同	右同
九十一款	三千円	三千円	右同	右同
九十二款	三千円	三千円	右同	右同
九十三款	三千円	三千円	右同	右同
九十四款	三千円	三千円	右同	右同
九十五款	三千円	三千円	右同	右同
九十六款	三千円	三千円	右同	右同
九十七款	三千円	三千円	右同	右同
九十八款	三千円	三千円	右同	右同
九十九款	三千円	三千円	右同	右同
一百款	三千円	三千円	右同	右同
一百一款	三千円	三千円	右同	右同
一百二款	三千円	三千円	右同	右同
一百三款	三千円	三千円	右同	右同
一百四款	三千円	三千円	右同	右同
一百五款	三千円	三千円	右同	右同
一百六款	三千円	三千円	右同	右同
一百七款	三千円	三千円	右同	右同
一百八款	三千円	三千円	右同	右同
一百九款	三千円	三千円	右同	右同
一百十款	三千円	三千円	右同	右同
一百十一款	三千円	三千円	右同	右同
一百十二款	三千円	三千円	右同	右同
一百十三款	三千円	三千円	右同	右同
一百十四款	三千円	三千円	右同	右同
一百十五款	三千円	三千円	右同	右同
一百十六款	三千円	三千円	右同	右同
一百十七款	三千円	三千円	右同	右同
一百十八款	三千円	三千円	右同	右同
一百十九款	三千円	三千円	右同	右同
一百二十款	三千円	三千円	右同	右同
一百二十一款	三千円	三千円	右同	右同
一百二十二款	三千円	三千円	右同	右同
一百二十三款	三千円	三千円	右同	右同
一百二十四款	三千円	三千円	右同	右同
一百二十五款	三千円	三千円	右同	右同
一百二十六款	三千円	三千円	右同	右同
一百二十七款	三千円	三千円	右同	右同
一百二十八款	三千円	三千円	右同	右同
一百二十九款	三千円	三千円	右同	右同
一百三十款	三千円	三千円	右同	右同
一百三十一款	三千円	三千円	右同	右同
一百三十二款	三千円	三千円	右同	右同
一百三十三款	三千円	三千円	右同	右同
一百三十四款	三千円	三千円	右同	右同
一百三十五款	三千円	三千円	右同	右同
一百三十六款	三千円	三千円	右同	右同
一百三十七款	三千円	三千円	右同	右同
一百三十八款	三千円	三千円	右同	右同
一百三十九款	三千円	三千円	右同	右同
一百四十款	三千円	三千円	右同	右同
一百四十一款	三千円	三千円	右同	右同
一百四十二款	三千円	三千円	右同	右同
一百四十三款	三千円	三千円	右同	右同
一百四十四款	三千円	三千円	右同	右同
一百四十五款	三千円	三千円	右同	右同
一百四十六款	三千円	三千円	右同	右同
一百四十七款	三千円	三千円	右同	右同
一百四十八款	三千円	三千円	右同	右同
一百四十九款	三千円	三千円	右同	右同
一百五十款	三千円	三千円	右同	右同
一百五十一款	三千円	三千円	右同	右同
一百五十二款	三千円	三千円	右同	右同
一百五十三款	三千円	三千円	右同	右同
一百五十四款	三千円	三千円	右同	右同
一百五十五款	三千円	三千円	右同	右同
一百五十六款	三千円	三千円	右同	右同
一百五十七款	三千円	三千円	右同	右同
一百五十八款	三千円	三千円	右同	右同
一百五十九款	三千円	三千円	右同	右同
一百六十款	三千円	三千円	右同	右同
一百六十一款	三千円	三千円	右同	右同
一百六十二款	三千円	三千円	右同	右同
一百六十三款	三千円	三千円	右同	右同
一百六十四款	三千円	三千円	右同	右同
一百六十五款	三千円	三千円	右同	右同
一百六十六款	三千円	三千円	右同	右同
一百六十七款	三千円	三千円	右同	右同
一百六十八款	三千円	三千円	右同	右同
一百六十九款	三千円	三千円	右同	右同
一百七十款	三千円	三千円	右同	右同
一百七十一款	三千円	三千円	右同	右同
一百七十二款	三千円	三千円	右同	右同
一百七十三款	三千円	三千円	右同	右同
一百七十四款	三千円	三千円	右同	右同
一百七十五款	三千円	三千円	右同	右同
一百七十六款	三千円	三千円	右同	右同
一百七十七款	三千円	三千円	右同	右同
一百七十八款	三千円	三千円	右同	右同
一百七十九款	三千円	三千円	右同	右同
一百八十款	三千円	三千円	右同	右同
一百八十一款	三千円	三千円	右同	右同
一百八十二款	三千円	三千円	右同	右同
一百八十三款	三千円	三千円	右同	右同
一百八十四款	三千円	三千円	右同	右同
一百八十五款	三千円	三千円	右同	右同
一百八十六款	三千円	三千円	右同	右同
一百八十七款	三千円	三千円	右同	右同
一百八十八款	三千円	三千円	右同	右同
一百八十九款	三千円	三千円	右同	右同
一百九十款	三千円	三千円	右同	右同
一百九十一款	三千円	三千円	右同	右同
一百九十二款	三千円	三千円	右同	右同
一百九十三款	三千円	三千円	右同	右同
一百九十四款	三千円	三千円	右同	右同
一百九十五款	三千円	三千円	右同	右同
一百九十六款	三千円	三千円	右同	右同
一百九十七款	三千円	三千円	右同	右同
一百九十八款	三千円	三千円	右同	右同
一百九十九款	三千円	三千円	右同	右同
一百二十款	三千円	三千円	右同	右同
一百二十一款	三千円	三千円	右同	右同
一百二十二款	三千円	三千円	右同	右同
一百二十三款	三千円	三千円	右同	右同
一百二十四款	三千円	三千円	右同	右同
一百二十五款	三千円	三千円	右同	右同
一百二十六款	三千円	三千円	右同	右同
一百二十七款	三千円	三千円	右同	右同
一百二十八款	三千円	三千円	右同	右同
一百二十九款	三千円	三千円	右同	右同
一百三十款	三千円	三千円	右同	右同
一百三十一款	三千円	三千円	右同	右同
一百三十二款	三千円	三千円	右同	右同
一百三十三款	三千円	三千円	右同	右同
一百三十四款	三千円	三千円	右同	右同
一百三十五款	三千円	三千円	右同	右同
一百三十六款	三千円	三千円	右同	右同
一百三十七款	三千円	三千円	右同	右同
一百三十八款	三千円	三千円	右同	右同
一百三十九款	三千円	三千円	右同	右同
一百四十款	三千円	三千円	右同	右同
一百四十一款	三千円	三千円	右同	右同
一百四十二款	三千円	三千円	右同	右同
一百四十三款	三千円	三千円	右同	右同
一百四十四款	三千円	三千円	右同	右同
一百四十五款	三千円	三千円	右同	右同
一百四十六款	三千円	三千円	右同	右同
一百四十七款	三千円	三千円	右同	右同
一百四十八款	三千円	三千円	右同	右同
一百四十九款	三千円	三千円	右同	右同
一百五十款	三千円	三千円	右同	右同
一百五十一款	三千円	三千円	右同	右同
一百五十二款	三千円	三千円	右同	右同
一百五十三款	三千円	三千円	右同	右同
一百五十四款	三千円	三千円	右同</td	

議案番号		議案名		要約		結果		付記		審議の必要がなく	
認定一	田町に一般会計決算	昭和四十五年度	歳入概要	内訳	七百四、二三、三〇円	原案と認定をもつて決したべき	全員一致をもつて決したべき	原案と一致をもつて決したべき	全員一致をもつて決したべき	趣旨にそよよう適られたい	付記
決算特別委員会審査結果報告書											
八〇		昭和四十六年度第一 般会計補正予算(第三号) の歳出八款四項	八款土木費の内 四項都市計画費 四、八三〇千円 市街化基本構想図 印刷費 下水道舗装工事 託料等 委								
矢作川用水事業特別委員会審査結果報告書											
八一	田町特別会計国民健康保険補正予算(第三号)	昭和四十六年度第一 般会計補正予算(第三号)	歳入歳出一千三百円	び税選付金用費	校地の拡張、排水	校舎の移転の要望	指導援助の陳情	校舎の移転の要望	び税選付金用費	右同	給与改訂費用
八二	農坂小学校校地校舎の適正利用について要望	幸田町身体障害者福祉対策について要望	歳入歳出一千三百円	歳入歳出一千三百円	陳情	陳情	陳情	陳情	陳情	左同	給与改訂費用
八三	幸田町身体障害者福祉対策について要望	昭和四十六年度幸田町水堀事業会計補正予算(第二号)	君六千円	君六千円	要	要	要	要	要	左同	給与改訂費用

環境保全に関する決議

生活環境を保護し、次代をになう青少年等の健全育成のため善良なる風俗を損うおそれのある施設（モーテル等）の建設に反対する町民の声を結集し、これ等の施設が厚生文教施設、官公署、住宅地帯から望見出される地点、及びその周辺並びに通学路添いの建設を拒否する。

幸田町農地適正化移動あつせん基準が認定

農地の流動化を促進し経営規模の拡大および農地等の集団化を図るため幸田町農地適正化移動あつせん基準を九月の農業委員会議で議決し十二月四日付愛知県知事より認定されました。この基準に基づいて農業委員会が農地のあつせんを行なう場合は左記のような税金の特典を受けることができますので農地の買売交換についてあつせんを希望されるかたは農業委員会事務局まで申し出てください。

あつせんによる特典

(一)譲渡所得税

一般の場合
より五〇万

田多く特別

控除が認められる。
(二)不動産取得税

一般の場合の三分の二の額
が課税標準となる。

(三)登録免許税

税率が千分の六に軽減され
る。

いよいよあつせんを開始

幸田町農地適正化移動あつせん基準

【目的】

第一この事業は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条、第九条第十八条に定めるところにより、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)

第六条第二項の規定による農業委員会の業務として、農業振興地域内の農地等について行なう農地保有合理化のための権利移動のあつせん事業(以下「農地適正化移動あつせん事業」という)の基準を定め、農地等の権利(所有権、賃借権、その他の使用収益権)移動が農業経営規模拡大および農地等の集団化に寄与し、かつ農業振興地域整備計画に定める将来育成しようとするものである。

【対象の土地】
第二農地適正化移動あつせん事業の対象となる農地等はつぎのもとのとする。

(一)農地

(二)未墾地(開発して農地とする

ことが適正な土地)

(三)採草放牧地および草地

(四)(一)(二)(三)の土地の保全または、

利用上必要な施設の用に供せられる土地でこれら土地と合せ

一般的の場合

取得される土地

【農地等の権利を取得させるべき者の要件】

第三農地等の権利取得者の要件はつぎのとおりとし、これに適合

する場合にかぎりあつせんを行なうものとする。

(一)その者が農業經營に年間一五〇日以上従事する年令一八才以上六〇才未満の家族農業從事者が二人以上いること。

(二)その者が農業經營の經營主または、その後継者の何れかが現に農業に従事しており、かつ、農業によって自立しようとする意欲と能力を有すること。

(三)その者が農業經營の經營主であつて、年令六〇才以上であるときは、その後継者が現に従事しているかまたは、近く従事することが確実であること。

(四)その者の権利取得後の經營面積は、当該地域の經營類型別の平均經營面積以上となること。

(五)その者が取得した農地等を、農用地利用計画で示す用途区分にしたがって利用することが確実であると認められるものであること。

(六)農地保有合理化法人および農業者年金基金

(七)農地等の権利の取得後における経営規模拡大目標

(八)第四農地等の権利の取得後における経営形態別の経営規模拡大目標

(九)第六当該事業以外の事業(ほ場

整備事業、農業構造改善事業、開拓パイロット事業等)の実施中の事業遂行に支障のないよう調整を図るものとする。

(十)第七本会は、つぎに掲げる場合には、あつせんを行なわないものとする。

(十一)農地等の所有者から、農地等の売渡し、または貸付のあつせんの申し出、および農地等の権利を取得させるべき要件を有する者から、農地等の買受けまたは、借用のあつせんの申し出

標はつぎのとおりとする。
【農地等の権利取得者あつせん順位】

第五農地等の権利を取得させるべき者が、二人以上いる場合は、つぎのことを勘案してあつせん順位を決定するものとする。

(一)農地等の権利の取得後において、権利取得者の經營面積が幸田町拡大目標經營規模に近い者に對して優先的にあつせんする。

(二)農地信託制度により、農地等を引受けた農業協同組合から、信託農地等について売渡し、または貸付のあつせんを依頼されたとき。

(三)農地信託制度により、農地等を引受けた農業協同組合から、信託農地等について売渡し、または貸付のあつせんを依頼されたとき。

(四)農地等の所有者から、農地等の売渡しまたは、貸付のあつせんを依頼されたとき。

(五)農地等の所有者から、農地等の交換分合のあつせんの申し出があつたとき。

(六)から(四)までの売渡または貸付、交換分合のあつせんに直接関連して他の農地等の売渡しまたは、貸付、交換分合のあつせんを行なう必要があると認められるとき。

(七)から(六)までの売渡または貸付、交換分合のあつせんに直接関連して他の農地等の売渡しまたは、貸付、交換分合のあつせんを行なう必要があると認められるとき。

(八)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(九)あつせんすべき農地等を、からみて、その農地等を最も効率的に利用することができると認められるものを優先するものとする。

(十)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(十一)あつせんすべき農地等を、からみて、その農地等を最も効率的に利用することができると認められるものを優先するものとする。

(十二)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(十三)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(十四)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(十五)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(十六)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(十七)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(十八)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(十九)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(二十)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(二十一)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(二十二)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(二十三)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(二十四)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(二十五)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(二十六)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(二十七)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(二十八)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(二十九)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(三十)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(三十一)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(三十二)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(三十三)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(三十四)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(三十五)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(三十六)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(三十七)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(三十八)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(三十九)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(四十)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(四十一)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(四十二)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(四十三)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(四十四)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(四十五)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(四十六)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(四十七)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(四十八)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(四十九)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(五十)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(五十一)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(五十二)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(五十三)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(五十四)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(五十五)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(五十六)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(五十七)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(五十八)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(五十九)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーーーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーーーーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

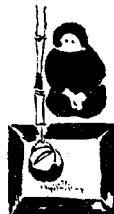
(六十ーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。

(六十ーーー)あつせんすべき農地等の隣接者など、農地の集団化に資する程度が大きなものを優先するものとする。



郡民卓球

大会ちかづく!!

一、日 時
昭和四十七年二月
六日（日）
午前九時三十分より

り

五、競技規則及び方法
（1）中学生男子の部
（2）中学生女子の部

六、表彰
各部とも一位に賞状 賞品
を二・三位（三位二名）に賞品を授与する。



対話のある明るい家庭
最近は「断絶の時代」ということばが流行っていますが、親と子の対話のない家庭がふえているのは残念です。

親と子の対話のある家庭から
は、少年の非行は芽ばえません。

○話し合いは対等で親と子は、常に對等の立場で話し合うことがたいせつです。親の権威をふりまわしての話し合い

親子がむづまじく語り合うことこそ、明るい家庭の条件といえます。親と子は、常に對等の立場で話し合うことがたいせつです。親の権威をふりまわしての話し合い

○話し合いは対等で親と子は、常に對等の立場で話し合うことがたいせつです。親の権威をふりまわしての話し合い

○話し合いはなごやかに
○家庭の日は話し合いの日に
愛知県青少年育成県民会議では、毎月第三日曜日を「家庭の日」ときめ、親子が定期的に話し合うように呼びかけています。

○こどもの話題を理解しよう
○こどもたちの話しの中には、家庭外での複雑な人間関係や、政

治の問題などともだけでは解決できない問題もあります。
このような話題をとらえて、楽しく語り合うには、まず、こども

○こどもに対する態度が厳格すぎたり、あまやかしたりしない。

○こどもが悪いことをしたときにはしきり、また、よいことをし

たときにはほめる。

○こどもが悪いことをしたときにはしきり、また、よいことをし

たときにはほめる。

○こどもが悪いことをしたときにはしきり、また、よいことをし

たときにはほめる。

対話のある明るい家庭
は、話し合いとはいえません。

○話し合いはなごやかに
○家庭の日は話し合いの日に
愛知県青少年育成県民会議では、毎月第三日曜日を「家庭の日」ときめ、親子が定期的に話し合うように呼びかけています。

○こどもが話しかけても、忙しく語り合って、いいかげんな返事をしない。

○こどもの家庭外の生活をよく知る。

片づけてしまおうとする、親の権威をなくしてしまいます。
どんな話し合いにもついていけず、広い視野と、広い話題を持つよう努力しましょう。

○こどもが話しかけても、忙しく語り合って、いいかげんな返事をしない。

○こどもが話しかけても、忙しく語り合って、いいかげんな返事をしない。

○こどもが話しかけても、忙しく語り合って、いいかげんな返事をしない。

○こどもが話しかけても、忙しく語り合って、いいかげんな返事をしない。

○こどもが話しかけても、忙しく語り合って、いいかげんな返事をしない。

○こどもが話しかけても、忙しく語り合って、いいかげんな返事をしない。

○こどもが話しかけても、忙しく語り合って、いいかげんな返事をしない。

昭和四十七年度 果樹農業機械化研修生募集

● 応募資格 高校卒業またはこれ以上の学力を有し将来果樹農業に従事する二十五才未満の男子 ● 研修期間 昭和四十七年四月十五日～昭和四十八年三月三十日 ● 応募の方法 果樹農業機械化研修受講願書に所要の事項を記入し自作論文（題材「わが家の経営」四〇〇字詰原稿用紙三枚以内）と最終学歴の学校長の内申書・戸籍抄本・

健康診断書を添えて各三部昭和四十七年一月二十日までに町産業課へ ● 研修生の負担金研修生は、受講料、一般配布資料代、宿舎居住費を除く食費その他の諸経費（月額一万円程度）を負担 ● 研修施設の所在地 ・ 落葉果樹農業研修施設 岩手県岩手郡寒石町第二十五地割字沼返一九の二・常緑果樹農業研修施設 大分県東国東郡國東町大字安国寺字三尾二八二四 なお詳細については、町産業課に問い合わせください。

八、申し込み 幸田町教育委員会に、一月二十九日（土）までにお申し込みください。電話でも結構です。

（有）二〇二八

（公）二一一一四

（有）二〇二八

（公）二一一一四

附則

一、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

二、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

三、社会福祉および交通安全対策事業へ

四、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

五、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

七、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

八、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

九、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

十、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

十一、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

十二、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

十三、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

十四、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

十五、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

十六、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

十七、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

十八、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

十九、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

二十、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

二十一、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

二十二、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

二十三、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

二十四、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

二十五、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

二十六、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

二十七、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

二十八、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

二十九、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

三十、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

三十一、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

三十二、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

三十三、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

三十四、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

三十五、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

三十六、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

三十七、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

三十八、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

三十九、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

四十、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

四十一、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

四十二、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

四十三、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

四十四、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

四十五、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

四十六、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

四十七、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

四十八、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

四十九、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

五十、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

五十一、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

五十二、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

五十三、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

五十四、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

五十五、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

五十六、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

五十七、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

五十八、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

五十九、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーーーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーーーーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーー、この基準は県知事の認定を受けた日（昭和四十六年十二月四日）から施行する。

六十ーーーーー

償却資産 (固定資産税) の申告 1月31日までに

昭和47年1月1日現在において、幸田町内で事業の用に供する償却資産を所有している事業主のかたは、次のように申告してください。

ここでいう償却資産とは「土地および家屋以外の事業の用に供することのできる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるもの」であります。

次いで償却資産の種類、名称を例示すると次のものがあります。

第1種 構築物とは
門、塀、煙突、構内舗装
広告設備、その他

第2種 機械及び装置とは
旋盤、ボール盤、織機、
燃糸機、ワインダー、その他

第5種 車輌及び運搬具とは
自転車、トロッコ、手押車、フォクリフト、その他

第6種 工具器具及び備品とは
切削工具、測定工具、タイプライター、机、椅子、ルームクーラー、その他

記

(1)申告書

前年度に申告されたかたは12月20日付をもって申告用紙を発送しましたが、昭和46年中に新たに事業を開始されたかたについては、発送済があるかと思いますので文書が到着しないかたは、税務課までお申し出ください。

(2)申告期限 1月31日

(3)その他

事業主の方へ、後日税務課の調査員が申告書と対照のため、事業所を確認させていただきますので正確な申告をお願いします。

税務課

境内において、県西三河事務所長さんを始め、真木県議会議員・町係者出席のもとに、農村憩の家(広場の起工式)が行なわれました。この広場は多年の農村婦人の要望であったもので、農村の主婦を対象とした文化生活の研究研修ならびにスポーツの実践による農業者の健康づくりを推進するため建設され、総面積一三〇〇m²の内に、いよいの家一二八、九一m²(三九、〇七坪)バレー、コート等が設置される予定であります。

これらの総事業費は、六四〇万余円で、いよいの家の内部は事務室、和室、多目的実習室等ができ、多目

さる十二月七日、桐山の八幡社境内において、県西三河事務所長さんを始め、真木県議会議員・町係者出席のもとに、農村憩の家(広場の起工式)が行なわれました。この広場は多年の農村婦人の要望であったもので、農村の主婦を対象とした文化生活の研究研修ならびに地元関係者等、多数の関係者出席のもとに、農村憩の家(広場の起工式)が行なわれました。

この広場は多年の農村婦人の要

望であったもので、農村の主婦を

対象とした文化生活の研究研修な

らびにスポーツの実践による農業

者の健康づくりを推進する

ため建設され、総面積一三

〇〇m²の内に、いよいの家

一二八、九一m²(三九、〇

七坪)バレー、コート等が設

置される予定であります。

この広場は多年の農村婦人の要

望であったもので、農村の主婦を

対象とした文化生活の研究研修な

らびにスポーツの実践による農業

者の健康づくりを推進する

ため建設され、総面積一三

〇〇m²の内に、いよいの家

一二八、九一m²(三九、〇

七坪)バレー、コート等が設

置される予定であります。

この広場は多年の農村婦人の要

望であったもので、農村の主婦を

対象とした文化生活の研究研修な

らびにスポーツの実践による農業

者の健康づくりを推進する

ため建設され、総面積一三

〇〇m²の内に、いよいの家

一二八、九一m²(三九、〇

七坪)バレー、コート等が設

置される予定であります。

この広場は多年の農村婦人の要

望であったもので、農村の主婦を

対象とした文化生活の研究研修な

らびにスポーツの実践による農業

者の健康づくりを推進する

ため建設され、総面積一三

〇〇m²の内に、いよいの家

一二八、九一m²(三九、〇

七坪)バレー、コート等が設

置される予定であります。

この広場は多年の農村婦人の要

望であったもので、農村の主婦を

対象とした文化生活の研究研修な

らびにスポーツの実践による農業

者の健康づくりを推進する

ため建設され、総面積一三

〇〇m²の内に、いよいの家

一二八、九一m²(三九、〇

七坪)バレー、コート等が設

置される予定であります。

この広場は多年の農村婦人の要

望であったもので、農村の主婦を

対象とした文化生活の研究研修な

らびにスポーツの実践による農業

者の健康づくりを推進する

ため建設され、総面積一三

〇〇m²の内に、いよいの家

一二八、九一m²(三九、〇

七坪)バレー、コート等が設

置される予定であります。

この広場は多年の農村婦人の要

望であったもので、農村の主婦を

対象とした文化生活の研究研修な

らびにスポーツの実践による農業

者の健康づくりを推進する

ため建設され、総面積一三

〇〇m²の内に、いよいの家

一二八、九一m²(三九、〇

七坪)バレー、コート等が設

置される予定であります。

この広場は多年の農村婦人の要

望であったもので、農村の主婦を

対象とした文化生活の研究研修な

らびにスポーツの実践による農業

者の健康づくりを推進する

ため建設され、総面積一三

〇〇m²の内に、いよいの家

一二八、九一m²(三九、〇

七坪)バレー、コート等が設

置される予定であります。

この広場は多年の農村婦人の要

望であったもので、農村の主婦を

対象とした文化生活の研究研修な

らびにスポーツの実践による農業

者の健康づくりを推進する

ため建設され、総面積一三

〇〇m²の内に、いよいの家

一二八、九一m²(三九、〇

七坪)バレー、コート等が設

置される予定であります。

この広場は多年の農村婦人の要

望であったもので、農村の主婦を

対象とした文化生活の研究研修な

らびにスポーツの実践による農業

者の健康づくりを推進する

ため建設され、総面積一三

〇〇m²の内に、いよいの家

一二八、九一m²(三九、〇

七坪)バレー、コート等が設

置される予定であります。

この広場は多年の農村婦人の要

望であったもので、農村の主婦を

対象とした文化生活の研究研修な

らびにスポーツの実践による農業

者の健康づくりを推進する

ため建設され、総面積一三

〇〇m²の内に、いよいの家

一二八、九一m²(三九、〇

七坪)バレー、コート等が設

置される予定であります。

この広場は多年の農村婦人の要

望であったもので、農村の主婦を

対象とした文化生活の研究研修な

らびにスポーツの実践による農業

者の健康づくりを推進する

ため建設され、総面積一三

〇〇m²の内に、いよいの家

一二八、九一m²(三九、〇

七坪)バレー、コート等が設

置される予定であります。

この広場は多年の農村婦人の要

望であったもので、農村の主婦を

対象とした文化生活の研究研修な

らびにスポーツの実践による農業

者の健康づくりを推進する

ため建設され、総面積一三

〇〇m²の内に、いよいの家

一二八、九一m²(三九、〇

七坪)バレー、コート等が設

置される予定であります。

この広場は多年の農村婦人の要

望であったもので、農村の主婦を

対象とした文化生活の研究研修な

らびにスポーツの実践による農業

者の健康づくりを推進する

ため建設され、総面積一三

〇〇m²の内に、いよいの家

一二八、九一m²(三九、〇

七坪)バレー、コート等が設

置される予定であります。

この広場は多年の農村婦人の要

望であったもので、農村の主婦を

対象とした文化生活の研究研修な

らびにスポーツの実践による農業

者の健康づくりを推進する

ため建設され、総面積一三

〇〇m²の内に、いよいの家

一二八、九一m²(三九、〇

七坪)バレー、コート等が設

置される予定であります。

この広場は多年の農村婦人の要

望であったもので、農村の主婦を

対象とした文化生活の研究研修な

らびにスポーツの実践による農業

者の健康づくりを推進する

ため建設され、総面積一三

〇〇m²の内に、いよいの家

一二八、九一m²(三九、〇

七坪)バレー、コート等が設

置される予定であります。

この広場は多年の農村婦人の要

望であったもので、農村の主婦を

対象とした文化生活の研究研修な

らびにスポーツの実践による農業

者の健康づくりを推進する

ため建設され、総面積一三

〇〇m²の内に、いよいの家

一二八、九一m²(三九、〇

七坪)バレー、コート等が設

置される予定であります。

この広場は多年の農村婦人の要

望であったもので、農村の主婦を

対象とした文化生活の研究研修な

らびにスポーツの実践による農業

者の健康づくりを推進する

ため建設され、総面積一三

〇〇m²の内に、いよいの家

一二八、九一m²(三九、〇

七坪)バレー、コート等が設

置される予定であります。

この広場は多年の農村婦人の要

望であったもので、農村の主婦を

対象とした文化生活の研究研修な

らびにスポーツの実践による農業

者の健康づくりを推進する

ため建設され、総面積一三

〇〇m²の内に、いよいの家

一二八、九一m²(三九、〇

七坪)バレー、コート等が設

置される予定であります。

この広場は多年の農村婦人の要

望であったもので、農村の主婦を

対象とした文化生活の研究研修な

らびにスポーツの実践による農業

者の健康づくりを推進する

ため建設され、総面積一三

〇〇m²の内に、いよいの家

一二八、九一m²(三九、〇

七坪)バレー、コート等が設

置される予定であります。

この広場は多年の農村婦人の要

望であったもので、農村の主婦を

対象とした文化生活の研究研修な

らびにスポーツの実践による農業

者の健康づくりを推進する

ため建設され、総

もぐすく年生

ことし学校へあがる子の 町民大運動会での一こま

平岩良英、中根美恵、丹羽小百合
佐竹恵美子、小林薰、浅井晃、山本豊子、山本武史、岸川幸彥、岡田邦彦、内野勝正、近藤恵子、中村裕子、久保杉清美、柴田靖博、姉野啓太郎、小林政仁、小山昇二、小林通昭、三浦照明、石原浩美、金田由香里、成瀬恵、黒柳和美、塙山泰聖、野村秀子、山本満、浅井祐子、木原昭子、平岩美穂子、中田勝、名倉義信、原田仁、平岩美恵子、平岩伸尚、藪田重樹、柴田利幸

清水久美江
り、安藤百合子
【久保田】

瀬堺、小林久美子
保母哲也、成瀬哲
人、石川紳二、成
瀬光良、鈴木理都
子、石川英一、望月則江、中村櫻
美
【三葉】
松井美穂、吉田己由紀、太田康隆
奥村知華子、竹渕裕子、小田原義
樹、成田めぐみ
【岩堀】
小栗三保、竹境好美、栗田秀昭、
筒井由紀、佐々井真由美、本多直
美、鈴木共子、佐々直子、竹本泉
清水智明、塙谷剛史、池田正信、
下川則之、志賀貴子、近藤洋二、
浅井由美子、池田由記子、山本東

子 小野田昌庵
筒井由起

野沢治、加藤勝久、福田剛、片桐盛隆、志賀めぐみ、榎原真紀、川美紀、鈴木豊、谷川貞江、前田熱川
【大草】

内田千香、児玉静代、仲市玲
浅沼智能、山本信雄、小久保尚中
鈴木正則、石川晴海、永井俊成、
内藤昭雄、今泉顯治、大須賀学、
西田佳奈子、齊藤達弘、大嶽俊彦
西田和仁、日高美智恵、山本美子
北久仁子、近藤陽子、上岡久子、
鳥居令子、鳥居真由美、堀一巳、
山崎多恵子、大須賀智恵、遠藤誠
子、近藤友恵、星野和枝、栗田善
世、鈴木靖子、中川原政春、鳥居
健史、内田之仁、鈴木貴久、須藤誠
【芦谷】
この者のおりで調査もれやまし
ての在載あり教育委員会町知らせ
電話で経（公）（左）

入学を予定さ
ざまたちは、
す。12月1日
のですが、
前の誤りなど
ら、すみやかに
会事務局まで
さい。
で申

和彦、内藤和彦、川口智也子、
田孝司、深谷考美
【横落】

該當者
2日から
に出生し
竹るみ子、桐原
一、蜂須賀一恵
田弘道、森田耕
美、岡田絹代、
齊藤朝文、渡辺妙子、石川克子
永井利枝、近藤久美子、伊藤ひ
み、伊藤いづみ

昭和40年4月1日まで
いたです。

草次弘美、小田景子、小林るみ
牧野幸子、田中ヨリ子、鈴木珠
伊藤友子、高橋千鶴、山本泰久
斎藤隆文

【市場】

日高幹雄、井本紅美子、本田浩
伊吹直子、田原美恵子、野川英
市川明美、小田仁美、山本貞視
山北美恵子

【里】

野田直子、松尾

附柴真乙博、宮原京美、大川春美
【上六栗】 牧原淑恵、永井輝彦、大須賀達夫
夏目正広、仙石照子、稻吉聖子、森下真弓、永井利司
【桐山】 己部史江、長谷克美、稻吉享史、長谷輝彦、長谷浩江、市川希吏子
【逆川】 稲吉みゆき、稻吉ゆみ子

小味山悟、宇佐美弘之、内谷光男
大野孝美、岩下英司、今泉慎一、
石槌文雄、河田直美、加藤慎也、
隈元慶慈、松本康子、中條治美、

文江、長谷克美、稻吉享史、
彦、長谷浩江、市川希吏子
ゆき、稻吉ゆみ子

栗原乙博、宮原京美、大川春美
滋惠、永井輝彦、大須賀達夫
正広、仙石照子、稻吉聖子、
森弓、永井利司

入学を予定さ
ざまたちは、
す。12月1日
のですが、
前の誤りなど
ら、すみやかに
会事務局まで
さい。
で申

和彦、内藤和彦、川口智
田孝司、深谷考美
【横落】

該當者
2日から
に出生し
竹るみ子、桐原み
一、蜂須賀一恵、
田弘道、森田耕
斎藤朝文、渡辺妙子、石川克子
永井利枝、近藤久美子、伊藤ひ
み、伊藤いづみ

昭和40年4月1日まで
いたです。

草次弘美、小田景子、小林るみ
牧野幸子、田中ヨリ子、鈴木珠
伊藤友子、高橋千鶴、山本泰久
斎藤隆文

【市場】

日高幹雄、井本紅美子、本田浩
伊吹直子、田原美恵子、野川英
市川明美、小田仁美、山本貞視
山北美恵子

【里】

野田直子、松尾

附柴真乙博、宮原京美、大川春美
【上六栗】 牧原淑恵、永井輝彦、大須賀達夫
夏目正広、仙石照子、稻吉聖子、森下真弓、永井利司
【桐山】 己部史江、長谷克美、稻吉享史、
長谷輝彦、長谷浩江、市川希吏子
【逆川】 稲吉みゆき、稻吉ゆみ子

小味山悟、宇佐美弘之、内谷光男
大野孝美、岩下英司、今泉慎一、
石槌文雄、河田直美、加藤慎也、
隈元慶慈、松本康子、中條治美、

文江、長谷克美、稻吉享史、
彦、長谷浩江、市川希吏子
ゆき、稻吉ゆみ子

栗、
森乙博、宮原京美、大川春美
滋惠、永井輝彦、大須賀達夫
正広、仙石照子、稻吉聖子、
森弓、永井利司

